

民事裁判実務 8 (不法行為)

【講義のポイント】

- 1 交通事故と損害賠償
- 2 法廷活動と名誉毀損
- 3 工作物責任

【事例 1 - 交通事故】

Aは、友人のBを助手席に同乗させて普通乗用自動車を運転し、大阪市内の道路を進行中、道路脇の駐車場から突然、A進行方向の道路に飛び出してきたC運転の普通乗用自動車に衝突され、自動車は大破、Aは頸椎捻挫等の傷害^{*1}を負った。また、同乗者のBも頸椎捻挫等の傷害を負った。CはD株式会社に勤務する従業員であり、当日は、得意先に出向き、仕事を済ませて得意先の駐車場から会社に帰宅する途中であった。C運転の自動車はD株式会社の所有である。

第 1 検討

1 損害賠償請求の法的根拠

(1) 原告Aの請求

- ア 加害者Cに対する請求の根拠
- イ 使用者・保有者Dに対する請求の根拠

(2) 原告Bの請求

- ア 加害者Cに対する請求の根拠
- イ 使用者・保有者Dに対する請求の根拠
- ウ Aに対する請求も成立するか。

2 次の条項に基づく損害賠償請求の請求原因について研究せよ。

(1) 民法715条

- ア ある事業のために他人を使用する者であること
- イ 被用者がその事業の執行について第三者に損害を加えたこと
- (ア) 事業の執行について

*1 自動車の損害は物損、傷害の損害は人損と呼ばれる。

(1) 被用者の第三者に対する不法行為

(2) 自賠法3条

ア 自己のために自動車を運行の用に供する者であること

イ その運行によつて他人の生命又は身体を害したこと

3 被告C及びDの立場に立てば、どのような抗弁が考えられるか。被告訴訟代理人の立場に立って検討せよ。

第2 追加問題

- 1 被告C及びDの訴訟代理を受任した弁護士Yは、訴訟活動に熱心な余り、被告C及びDの訴訟代理人として、被告ら準備書面において、「AとBは交通事故に名を借りて不当な損害賠償を得ようとしている詐欺の犯罪者である。」と主張した。この準備書面を見たAとBは怒りが収まらず、名誉毀損の損害賠償請求訴訟の提起を弁護士Xに依頼した。X弁護士はA及びBの訴訟代理人として、C及びDを被告とする名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟の問題点について述べよ。
- 2 この種の訴訟は、実務においてしばしば見受けられ、裁判官によっては何の疑問もなく訴訟を進行させている例が見られるが、実務感覚を疑うやり方である。上記の場合、名誉毀損の不法行為をしたのはY弁護士であつて、依頼者たるCやDではない。本来、このような事案について、不法行為をした本人以外の者に対して損害賠償請求訴訟を提起するとすれば、民法715条の使用人責任しか考えられない。ところが、弁護士と依頼者との関係は雇用関係ではなく、委任関係である。雇用関係においては使用者は被用者に対する指揮命令権があるが、委任においては、委任者は受任者の専門的知識を信頼して仕事を任せるのであるから委任者は受任者に対する指揮命令権を有しない。このようなことから依頼者は弁護士に対する民法715条の使用人と言うことはできない。したがって、このような訴訟は、他の点を検討するまでもなく棄却されるべきである。
- 3 なお、この問題とは別に、法廷活動と名誉毀損という問題がある。法廷においては当事者が自由に主張することが確保されてこそ、民事訴訟の目的に資するものである。結果的に誤っていたとしてもそれ故に名誉毀損を問われるのでは、自由な法廷活動が阻害される。このようなことから、相手をおとしめるために必要もないのにことさら真実に反することを言った場合に限り名誉毀損行為があつたと判断される。

【事例2－工作物責任】

Aは父Bと母Cの間に生まれた5歳の幼児であるが、平成18年の盆に、両親に連れられてBの出身地の兵庫県丹波市に行ったところ、田舎の田んぼで遊んでいるときに田んぼの脇にあった野井戸に転落して死亡した。その野井戸は農家のDが地主のEから小作していた農地に付随した井戸であり、占有者のDは子供が転落したりしないようにと野井戸に嚴重にフタをしていたのであるが、本件事故が起きる直前に近所の子供がいたづらしてフタを外したその直後に本件転落事故が生じたものであった。

第1 検討

- 1 かつて、農村地帯には田や畑のそばに野井戸があり、子供が野井戸に落ちて死亡するという事故があった。また、個人所有の池や地方公共団体所有の池に子供が転落して死亡するという事故もあった。このような事故については、落ちた方が悪いと言って子供のせいにして何の補償も与えられないのが普通であった。
- 2 しかし、昭和40年代の終わり頃、弁護士有志が「子供を水の事故から守る会」を結成し、野井戸にフタがなく、池に囲いがしていないことは、工作物の瑕疵(民法717条1項)であり、营造物の欠陥(国家賠償法2条)であると主張し、損害賠償請求訴訟を提起するという活動が始まった。この活動は功を奏して、裁判所が工作物の瑕疵や营造物の欠陥を認めて損害賠償を命じるに及んで、今や、全国各地の野井戸にはフタがされ、池には転落防止の柵や囲いがなされるようになり、このような事故は激減した。
- 3 「瑕疵」や「欠陥」とは通常有すべき品質を欠くことであるが、民法717条や国家賠償法2条の瑕疵や欠陥は、安全性の面において通常有すべき品質を欠くことである。野井戸は本来安全性の観点からフタがされるべきであり、池には転落防止のための柵や囲いがなされるべきである。それがなければ通常有すべき品質を欠いているのであり、瑕疵や欠陥があることになる。

第2 訴訟

- 1 占有者Dに対する請求について
 - (1) Aの両親BとCが、井戸の占有者であるDに損害賠償請求訴訟を提起するについて、請求原因をどのように構成すべきか(民法717条1項)。
 - ア 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があること
 - イ Dはその工作物の占有者であること
 - ウ 瑕疵のためにAが死亡し、BとCが相続人であること

(2) 被告Dの抗弁は何か。

占有者Dが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたこと。

2 Aの両親からDに対する訴訟において、被告の抗弁が認められて両親が敗訴した場合に、Aの両親が所有者Eに対して損害賠償請求訴訟を提起する場合の場合の請求原因は何か。Eの抗弁は考えられるか。

(1) 請求原因

ア 井戸の設置又は保存に瑕疵があった。

イ Eは井戸の所有者である。

ウ 瑕疵のためにAが死亡し、BとCは相続人である。

(2) Eの抗弁(占有者に責任があり、所有者に責任がない。)

ア 訴外Dが本件井戸を占有していた。

イ 訴外Dは損害の発生を防止する必要な注意を怠った。

3 Aの両親が、井戸の占有者Dと所有者Eを同時に訴えることができるか。民訴法41条の同時審判の申出について研究せよ。

4 井戸が地方公共団体の所有であった場合の適用法律(国家賠償法2条)についても研究せよ。

【事例3—名誉毀損】

Aは、インターネットの著名な掲示板において、自己がBから非難中傷を受けていることを知った。Bの掲示板における発言は、「Aは、現在では正義派弁護士であるかのように活動しているが、平成15年に脱税により摘発された前歴がある。」というのである。身に覚えのない掲示板での発言により名誉を毀損されたAは、Bに対して損害賠償請求訴訟を提起した。

第1 検討

1 名誉毀損による損害賠償請求訴訟の請求原因が何になるのかを研究せよ。「Aは、平成15年に脱税により摘発された前歴がある。」との発言内容が嘘である＝真実でないことは、原告が立証責任を負担する請求原因になるのかどうか。

2 名誉毀損の不法行為について、民法723条は、「他人の名誉を毀損した者に対して、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定しているのみである。この規定は、被害回復の方法として、民法709条に定める損害賠償のほかに、裁判

所は、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができることを定めたものであり、この規定により裁判所は、単に損害賠償のみではなく、民法709条が認めていない謝罪広告や謝罪文の交付を命じることができる。しかし、何が名誉毀損になるのかについては、特に規定されていないから、民法709条の解釈によらざるを得ない。

- 3 民法709条によれば、名誉毀損の不法行為が成立するためには、被告が、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」ことが要件になるのであるが、刑法の名誉毀損罪を参考にして、不法行為の要件事実が考えられている。すなわち、刑法230条は、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定している。「その事実の有無にかかわらず」という意味は、その事実が真実であろうとなかろうとということである。そうすると、名誉毀損による不法行為の請求原因は、被告がこれこれの言動をした、それが原告の名誉を毀損するということになるのであって、被告の言動が虚偽であることは請求原因にはならない。
- 4 したがって、請求原因の認否も、原告主張の被告の言動があったかどうかのみが対象となる。言動の内容の真実性は、被告が抗弁を提出して初めて問題となる。すなわち、ここでも刑法の規定が参考となる。刑法230条の2は、「前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」と規定されている。これが被告の抗弁となるのであり、被告は、「①請求原因記載の被告の言動は公共の利害に関する事実である^{*1}。②被告は専ら公益を図る目的でそういう言動をした。③被告の言動は真実である。」ことを抗弁として主張、立証できる^{*2}。なお、③の「被告の言動は真実である」ことは、判例上、「被告の言動が真実であると思ったことについては相当の根拠がある。」との要件に置き換えられている。

第2 当事者の主張

*1 刑法230条の2第2項により、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなされる。

*2 公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない（刑法230条の2第3項）とされているから、公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、真実性の主張立証のみでよい。

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金100万円を支払え。
- (2) 被告は、原告に対し、〇〇新聞に別紙の内容の謝罪広告を掲載せよ。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 請求原因

- (1) 被告は、インターネットの〇〇掲示板において、「原告は、現在では正義派弁護士であるかのように活動しているが、平成15年に脱税により摘発された前歴がある。」と発言した。
- (2) 被告の上記発言により、原告は名誉を毀損されたので、損害賠償金100万円と謝罪広告を求める。

3 請求原因の認否

請求原因(1)は認め、(2)は争う。

4 抗弁

- (1) 被告の発言は、原告の犯罪行為に関する事実である。
- (2) 被告は、専ら公益を図る目的で上記発言をした。
- (3) 被告の発言内容は真実であり、少なくとも真実であると信じる相当な根拠があった。

5 抗弁の認否

抗弁事実は否認し、争う。

【事例4－未成年者の責任】

Aは、父Bと母Cの間の長男で吹田市立小学校5年の児童であるが、学校でプロレスごっこをしているときに、友達Dを投げ飛ばして怪我をさせた。Dの両親はEとFである。

- 1 話し合いがこじれて訴訟になるとすれば、誰が誰に対して訴訟を提起することになるのかどうかについて検討せよ。まず、原告となるのは、Dか、それともDの両親であるEとFか。

投げ飛ばされて怪我をした被害者はDであるから、Dが原告になるのは当然である。Dの両親EとFは、原告となるのではなく、原告であるDの法定代理人として訴訟に登場するに過ぎない。もっとも、民法711条は、「他人の生命を侵害した

者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」として近親者固有の慰謝料請求権を認めているが、本件では単なる怪我であるから、両親に固有の精神的損害があったとは言えないであろう。

2 幼児のAを被告とすべきか。両親のBとCを被告とすべきか。

不法行為の加害者はAであるからAを被告として訴えたいところであるが、民法713条は、「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。」と定められており、かつ、小学生程度の児童は、同条に言う「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかった」と判断されるから、Aを被告として訴えても認容される可能性はない。

そこで、民法714条の監督義務者の責任の規定に基づき、EとFを共同被告として訴えることになる。

3 吹田市を被告として、国家賠償法1条に基づく請求は可能か。

小学校の担任の教師に監督上の過失があるとの理由で国家賠償法1条の規定に基づき、吹田市を被告として訴訟を提起することは可能である。その場合に、担任の教師を被告とできるかという点、国家賠償法の解釈として、国家や地方公共団体が損害賠償責任を負担するときは、公務員個人には賠償責任がないと解釈されているから、公務員個人を被告として訴えても認容されることはない。